

## 「ご契約のしおり・約款」の一部変更について

このたび、「ご契約のしおり・約款」につきまして、下記のとおり一部変更します（すでにご契約いただいている契約も含めます。）。

なお、すでにご契約いただいている契約について、お客さまによる契約変更のお手続きの必要はありません。また、本改定に伴う保険料の変更はありません。

### 記

- 別表51（対象となる感染症）について、下線部を追加します（なお、新型コロナウイルス感染症の定義を明確化するための変更を2021年11月4日付にて行っています。）。

新型コロナウイルス感染症により死亡または所定の高度障害状態に該当した場合には、災害死亡割増特約等の災害死亡保険金・災害高度障害保険金のお支払の対象といたします。

また、特別条件特則が付加されたご契約においても、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として給付金等の支払事由または保険料のお払込の免除事由に該当された場合、不担保は適用せず給付金等の支払または保険料のお払込の免除を行います。

#### 別表51 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo> 出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg> ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola> ウイルス病	A98.4

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「対象となる感染症」に含めます。